

足利市中央消防署自動販売機設置仕様書

1 募集施設

- (1) 物件名 足利市中央消防署自動販売機設置
- (2) 設置住所 足利市大正町863番地
- (3) 設置場所 別紙「貸付物件一覧表」及び「位置図」のとおり
- (4) 設置内容 自動販売機3台、自動販売機用ゴミ箱

2 設置条件等

(1) 販売商品の種類等

ア 種類

(ア) 酒類（ノンアルコール飲料を含む。）を除く飲料とする。

(イ) 販売する飲料は、施設内①及び③については缶・ペットボトル、施設内②については紙容器に限る。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）以下とする。

(2) 契約方法

市有財産の貸付による賃貸借契約とする。

(3) 貸付期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日まで（4年間・更新なし）

(4) 貸付面積

別紙「貸付物件一覧表」に記載のとおり

貸付面積には、放熱余地及び回収箱の設置部分を含む。

(5) 規格等

ア ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮した機能を搭載した自動販売機設置に努めること。

イ 設置に当たっては、日本自動販売機工業会作成の「自動販売機据付基準」に基づく耐震対策を行うこと。なお、設置方法について、事前に施設管理者と協議すること。

ウ 取出し口が高い位置にあるなど、利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインの機器を設置することについて、極力導入に努めること。

エ 紙幣の改刷又は新硬貨の製造が行われた場合には、新紙幣及び新硬貨への対応に努めること。

オ 「貸付物件一覧表」において災害対応「有り」とされている物件にあつては「災害対応型自動販売機」とし、災害発生時に契約に基づく条件で、足利市が飲料の提供を要請した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。

(6) 費用負担

ア 電気料

(ア) 自動販売機等の電気料は設置業者の負担とする。

(イ) 設置業者の負担で自ら個別メーターを設置する。なお、設置に当たっては、施設管理者の指示に従うものとする。

(ウ) 各施設の電気料単価を基礎として使用電気料を算出し、四半期（4～6月、7～9月、10～12月及び翌年1～3月）毎に年4回に分けて納入する。電気事業者や電気料単価の変更等があった場合は、それに伴い電気料も増減する。

イ 設置費及び維持費

(ア) 自動販売機等の設置及び維持管理にかかる費用は、設置業者の負担とする。

ウ 原状回復費

(ア) 貸付期間終了後、原状回復にかかる費用は、設置業者の負担とする。

(7) 維持管理

ア 原則として自動販売機1台に1個の割合で、販売商品に応じた回収箱を設置し、空き缶等が散乱することのないよう、設置業者の責任で適切に回収、処分すること。

なお、販売商品に応じてごみ分別の必要が生じる場合、又は複数台設置の場合の回収箱設置等、施設の状況に応じて管理者の指示に従うこと。

イ 自動販売機の商品補充、金銭管理等については、設置業者が行うこと。

ウ 商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

エ 商品補充、つり銭補充、空き缶等の搬出の時間帯については、施設管理者と協議すること。

オ 足利市の責によることが明らかな場合を除き、盗難や破損事故等に関して、足利市は一切の責任を負わない。

カ 自動販売機等が破損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用については設置業者の負担とする。

キ その他保守業務を随時行って維持管理に努めるほか、故障その他のクレーム発生時には、設置者の責任において即時対応すること。

(8) 売上げ金額の報告

毎月の売上げを翌月10日（土、日、祝日の場合は、その翌営業日）までに、設置個所ごとの売上個数、売上金額及びカウンター値について売上報告書により報告をするものとする。

売上報告書には、自動販売機等から出力された帳票を添付すること。

(9) 貸付料

貸付料は、毎月報告された当該自動販売機の毎月の総売上金額（税抜）に提案貸付料率を乗じたものに別途消費税相当額を加算した額（ただし1円未満の端数があるときは切捨て）とする。

なお、支払いは四半期（4～6月、7～9月、10～12月及び翌年1～3月）毎に年4回の後払いとし、指定の期日までに納入するものとする。

また、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税額に変動が生じたときは、貸付料に相当額を加減して納入するものとする。